17　決議第千七百二十七号（二千六年）7(e)に規定される専門家グループの報告書は、適切な場合には、委員会が行い得る決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定並びに第千九百八十号（二千十一年）10の規定に定める個人及び団体の追加指定に関連するいかなる情報及び勧告も含み得ることを決定し、さらに、監視メカニズムの方法の基準を明確にするための可能な措置について論じている21、22及び23の規定を含む最良の慣行及び方法に関する制裁についての一般的問題に関する非公式作業部会の報告書（S／二〇〇六／九九七）を想起する。

18　事務総長に対し、UNOCIが収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

19　フランス政府に対しても、フランス軍が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

20　キンバリー・プロセス証明制度に対しても、ダイヤモンドの生産及びコートジボワールからの不正な輸出に関する情報であって、可能な場合には専門家グループにより再検討されたものを、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請し、また、キンバリー・プロセスにより調整された科学的調査の目的のためのダイヤモンド原石の標本の確保に関する決議第千八百九十三号（二千九年）16及び17の規定により定められた免除を延長することを更に決定する。

21　コートジボワール当局に対し、同国内でキンバリー・プロセスの規則を執行するための行動計画を策定・実施するよう要請し、決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定に基づく措置の修正又は解除を適当な場合に行うため、コートジボワール当局に対し、キンバリー・プロセス証明制度と緊密に協力し、ダイヤモンド原石の取引のための同国の国内管理制度の見直し及び評価、並びに同国の潜在的なダイヤモンド資源及び生産能力に関する包括的な地質学調査を行うよう奨励する。

22　コートジボワール当局に対し、残存する不法な課税制度と戦い、関係する機構を再構築し強化することを継続するために必要な措置をとり、同国全域、北部、西部及び東部において、税関及び国境管理当局者を配置することを継続するよう要請し、専門家グループに対して、これらの国境措置及び管理の実効性を評価するよう要請し、全ての隣国に対してこれに関連するコートジボワールの努力を認識するよう奨励し、UNOCIに対し、その任務の範囲内で、コートジボワール当局による正常な税関及び国境管理活動の再構築について支援するよう奨励する。

23　全ての国、国際連合の関連機関並びにその他の機関及び関係当事者に対し、特に上記2及び5の規定、決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定、第千六百四十三号（二千五年）6の規定及び第千九百七十五号（二千十一年）12の規定により課された措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会、専門家グループ、UNOCI及びフランス軍に全面的に協力することを要請し、さらに、専門家グループに対し、適切な場合には、その活動を全ての政治主体と調整するよう要請する。

24　性的及びジェンダーに基づく暴力並びに武力紛争下の児童に関する決議第千九百六十号（二千十年）7及び第千九百九十八号（二千十一年）9の規定を想起し、委員会と、児童及び武力紛争に関する事務総長特別代表及び紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表との間でなされるそれぞれの任務に従った適切な情報共有を歓迎する。

25　この決議で課された措置の履行を促進するため、委員会は、この決議の採択の日から三カ月以内に、上記1、2、3、4及び5の規定を考慮に入れ、そのガイドラインを更新すべきこと、そして必要に応じそれを継続的に再検討すべきことを決定する。

26　全てのコートジボワールの当事者及び全ての国、特にこの地域の国に対し、以下を確保することを、この文脈で、更に要請する。

—専門家グループの構成員の安全

—専門家グループによる、特に専門家グループがその任務を行うための人、文書及び場所への妨害のないアクセス

27　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○厚生労働省告示第四百五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表補助金等の名称の欄中	「医薬品等健康被害対策事業費補助金」	を
	「医薬品等審査迅速化事業費補助金 医薬品等健康被害対策事業費補助金 医薬品副作用等被害救済事務費等補助金」	に、
	「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」	を
	「国民健康保険組合療養給付費補助金 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 国民健康づくり運動推進事業費補助金」	に、
	「保健衛生施設等災害復旧費補助金」	を
	「保健衛生施設等災害復旧費補助金 国民健康保険組合特別療養費補助金」	に、
	「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」	を
	「高年齢者就業機会確保事業費等補助金 保育所施設整備費補助金」	に、
	「水道施設災害復旧事業費補助 沖縄振興公共投資交付金」	を
	「水道施設災害復旧事業費補助 独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金 児童育成事業費補助金」	に、
	「独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金 育成事業費補助金」	を
	「地域支援事業交付金 次世代育成支援対策交付金」	に、
	「地域支援事業交付金」	を

に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示は、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十三年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第四百六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

「シンガポール　スリランカ」を「シンガポール　スリランカ　デンマーク　ドイツ」に改める。

○農林水産省告示第千五百九十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一イ	登録年月日及び登録番号
	平成十八年十二月二十二日　第八十七号
ロ	登録認定機関の名称及び住所
	社団法人中央畜産会　東京都千代田区外神田二丁目十六番二号
ハ	登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
	生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉
ニ	廃止年月日
	平成二十四年十一月三十日